

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理

の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号（令和二年十二月二十八日）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第二項並びに第六条第二項及び第八項並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第九条の規定に基づき、並びに同法第五条第二項を実施するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一（別紙を除く。）中「㊟」及び備考8を削り、備考9を備考8とする。

様式第二及び様式第三中「㊟」及び備考6を削る。

様式第四中「㊟」及び備考5を削る。

様式第五中「㊟」及び備考4を削る。

様式第六中「㊟」及び備考6を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。